

| 国際予備審査機関<br>J P                         | 日本国特許庁<br>(J P O) <sup>1</sup>  | 附属書<br>E<br>J P |
|---|---|-----------------|
| 予備審査手数料 (PCT規則58) <sup>2</sup>          | 円 (JPY) 26,000 <sup>3</sup> (58,000) <sup>4</sup>   |                 |
| 追加の予備審査手数料 (PCT規則68.3) <sup>5</sup>     | JPY 15,000 (34,000) <sup>4</sup>  |                 |
| 取扱手数料 (PCT規則57.1) <sup>6</sup>          | JPY 23,100  |                 |
| 国際予備審査報告に列記された文献の写し<br>(PCT規則71.2)      | 出願人は国際予備審査報告とともに、国際調査報告で列記されなかった非特許文献を含む各書類の写し1通を無料で受領する  |                 |
| 写しの入手方法                                 | 書類の写しは、次のウェブサイトから利用可能な関係様式を使用して請求すべきである：<br><a href="https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/document/tokkyo_jyouyaku-jitumu/22.pdf#page=62">https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/document/tokkyo_jyouyaku-jitumu/22.pdf#page=62</a> |                 |
| 手数料                                     | 請求1件につき JPY 1,400   |                 |
| 国際出願の一件書類中の文書の写しのため<br>の手数料 (PCT規則94.2) | 請求1件につき JPY 1,400   |                 |
| 国際予備審査手数料の払戻しの条件及び<br>額                 | 過誤又は超過の料金は出願人の請求により払戻す<br><br>PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し<br><br>国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：払戻しなし   |                 |
| 異議申立手数料 (PCT規則68.3(e))                  | なし  |                 |

[次頁に続く]

- 1 日本国特許庁 (J P O) は、国際調査を日本国特許庁が行う (又は行った) 場合に限り、国際予備審査機関として行動することができる。
- 2 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。
- 3 この手数料は、(i) 出願が日本語で行われた場合、又は (ii) PCT規則12.3に基づき日本語翻訳文が提出された場合であって、当該国際出願が、中小企業、小規模企業、学術機関など手数料減額の資格を有する出願人による出願の場合には減額される。手数料減額を受ける資格についての詳細は次を参照されたい。  
[https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/leaflet\\_e.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/leaflet_e.pdf)
- 4 国際予備審査が英語で行われる場合。
- 5 この手数料は、特別な事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。
- 6 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (I B) 参照)。

| J P                                | 日本国特許庁<br>( J P O ) <sup>7</sup> ( 続き )   | J P |
|------------------------------------|---|-----|
| 国際予備審査のために受理する言語                   | 英語 <sup>8</sup> ，日本語 <sup>8</sup>   |     |
| 審査をしないこととしている対象                    | PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，日本国特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象，並びに外科的又は治療的な人体の処置方法及び診断方法を除く。 |     |
| 委任状の提出要件の放棄                        |   |     |
| 国際予備審査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？   | している <sup>9</sup>   |     |
| 別個の委任状が要求される特別の状況                  | 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人が行為をする資格について疑義がある時                        |     |
| 国際予備審査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？ | している <sup>9</sup>   |     |
| 包括委任状の写しが要求される特別の状況                | 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人が行為をする資格について疑義がある時                        |     |

7 脚注1を参照。

8 次の言語が認められる。

- 受理官庁としての日本国特許庁に対して行われた国際出願については，日本語又は英語。
- ブルネイ・ダルサラーム，カンボジア，インド，インドネシア，マレーシア，フィリピン，シンガポール，タイ，米国，ベトナムの受理官庁に行われた国際出願については，英語，又は他の認められる言語からのPCT規則12.3に基づく英語翻訳文。
- 韓国の受理官庁に行われた国際出願については，日本語，又は韓国語若しくは英語からのPCT規則12.3に基づく日本語翻訳文，又は，韓国のために受理官庁として行動する国際事務局（RO/I B）に行われた国際出願については，日本語，又は他のすべての言語からのPCT規則12.3に基づく日本語翻訳文。
- ブルネイ・ダルサラーム，カンボジア，インド，インドネシア，日本，ラオス人民民主共和国，マレーシア，フィリピン，シンガポール，タイ，米国，ベトナムのために行動するRO/I Bに行われた国際出願については，日本語，英語，又は他のすべての言語からのPCT規則12.3に基づく日本語若しくは英語翻訳文。

9 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。